

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ・ その他有価証券
時価のあるものについて、決算日の市場価格による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっております。
時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

(2) 運用目的の金銭の信託

時価法によっております。

(3) 貯蔵品

- ・ 評価基準…原価法によっております。
- ・ 評価方法…特殊品については個別法、その他の貯蔵品については月総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 償却方法

- ・ 有形固定資産
建物及び構築物並びに機械装置は定率法、その他は定額法によっております。
- ・ 無形固定資産
定額法によっております。

(2) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生した年度から2年間で定率法により費用処理しております。

(3) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により「濁水準備引当金に関する省令」(昭和40年通商産業省令第56号)に基づき計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当て処理の要件を充たしている場合には振当て処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段
為替予約、通貨スワップ
ヘッジ対象
外貨建社債、借入金の元利金支払額、外貨建債権の一部
- b ヘッジ手段
金利スワップ
ヘッジ対象
社債、借入金の元利金支払額
- c ヘッジ手段
燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象
燃料購入に係る取引の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動、金利変動及び燃料購入価格変動によるリスクを回避することを目的として実施するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎又は一取引毎に比較してヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当て処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

6. 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に基づき、当該資産の建設価額に算入しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これにより、当中間会計期間末における従来の資本の部の合計に相当する金額は、412,688百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 最終改正平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成18年10月20日)を適用しております。

これによる影響額は、軽微であります。